

第4章 今後の対策

大きく増加している不正使用事案に対応するためには、前章でみたような施策をさらに強力に進めるとともに、課題とされた点について取り組むことが求められる。これと併せ、偽造カードによる被害が大きく増加している等の状況も踏まえ、特に下記のような施策を推進する必要がある。

1 ICカード化の推進等

ICカードは、ICという能動的記憶媒体を利用し情報管理が厳重なため、不正な読み出しや複製は極めて難しく、また、暗証番号やPKI（Public Key Infrastructure）基盤の利用による効果的な本人確認や相互認証ができるほか、買い回りのチェック等も可能になり、導入された際には不正利用防止に大きな効果が期待できる。

ICカードによる不正使用防止

	現状(磁気)のリスク源		IC化による防止機能
偽造	情報窃盗	端末からの窃取	・データ入手が困難 ・端末セキュリティ強化
		カードからの窃取	・データ読み出しが困難 ・暗号化
	偽造カードの製造		・ICチップの製造、データ登録が困難
	偽造カードの使用		・カード認証 ・カードブロック（使用不可化）
悪用	紛失・盗難カードの使用		・PIN(暗証番号)照合 ・カードブロック（使用不可化）

業界としても、平成15年よりICカードへの本格移行を開始することを決定している。そして、共同利用端末については、日本クレジットカード協会（JCCA）が平成12年11月に「ICカード対応端末機能仕様書」を業界調整の上で策定し、端末メーカーに開示している。また、ネットワークについても、JCCAで情報処理センターに対する要件を整理中であり、カードについてはICチップ搭載クレジットカードを

平成12年度より随時発行開始することとしている。

また、全国銀行協会でも、キャッシュカードのＩＣカード化のための標準仕様に関する検討を進めており、銀行系カードのＩＣ化の速やかな実施に向け積極的な取り組みがなされている。

ＩＣカードは前述のように、不正使用防止に極めて有効であり、こうした具体的な動きがさらに推進されることが重要であると考えられる。

なお、実際のＩＣカードの導入・定着までには、まだ相当程度期間がかかるものと考えられ、この間の不正使用対策の推進は依然として必要となる。また、各国においてＩＣカードの導入が完了するまでは、未導入国での利用を考えた場合、磁気ストライプを使わざるを得ず、磁気ストライプが依然として残ることになり、この点も考慮することが必要である。

2 カード券面に係る不正防止対策の推進

クレジットカードの券面に係る対策は、関係者が目視により対応できることから一層の工夫・推進により、不正使用の防止が期待できる。また、磁気に係る偽造事案についても、券面に係る対策と合わせることで、防止・検挙の推進を図ることができる。

このような観点から、今後、以下のような対策をはじめとするクレジットカード券面に係る対策を適切に進めていくことが重要である。

○写真入りカードについては、前章で述べたようにかなりの不正使用防止効果を有していると考えられることから、考慮すべき点もあるが、今後、消費者ニーズを勘案の上、普及促進を検討していくべきものと考えられる。

○その他の目視により容易に偽造と見分けることができるような券面对策についても、従来の工夫と併せ、一層の努力がなされることを期待したい。

○券面に記載されているクレジットカード固有のコードを活用した偽造防止システムを構築することは大きな効果が期待され、関係者の努力による早期実現を図るべきである。

3 加盟店による施策の推進

前章でみたように、クレジットカード会社のみならず加盟店にも不正使用防止につ

いて期待するところは大きい。前章で挙げた諸点についての実施が期待されるところである。

この点で、注目されるのは、業界としての取り組みの推進を図っている百貨店業界である。

前章でみたように、百貨店業界における取り組みは、効果を上げているものと考えられ、高く評価できる。このような取り組みが、それぞれの業界においても推進されることが強く望まれる。

また、オンラインオーソリの推進やサインレス取引の限定に十分な理解のない個別の業者も、今後クレジットカードシステムのセキュリティホールになって犯罪者のターゲットになる懸念がある。こうした層の認識の向上と対策の推進を図ることも重要である。

4 不正使用検知システムの積極的運用とC A T等の高度化

前章でふれたように、利用パターン等の分析による不正利用防止システムが近年普及していることは、不正使用防止に効果があるものと考えられる。今後、このシステムがさらにその効果をあげるよう、24時間の監視体制の整備、チェックの厳格化等の積極的な運用が期待される。一方、クレジットカード業界において、クレジットカード券面の特徴点を機械的に分析するとともに、券面に刻印されたカード番号等と磁気情報等を比較し、偽変造を見破る装置を開発していることは高く評価できる。同装置をC A T等と合体させた、いわば高度化されたC A T等が不正使用の多発する加盟店等に早期に導入されることにより、偽造カードを門前払いにすることができるようになることが強く期待される。

5 制度面の施策とこれを踏まえた対策

(1) 支払用カードの偽変造等犯罪に対処するための刑法改正案の提出

今通常国会にクレジットカードを含む支払用カードの偽変造等犯罪に対処するための刑法改正案が提出された。

これは、「国内法及び法制度における犯罪化の均一性を確保」するとの表現で、G 8の法執行機関間で我が国の刑事法にない偽造クレジットカード等の所持罪等を設け他国と足並みを揃える（法の抜け穴を埋める）べきとの指摘（注）がなさ

れていたことも一因であった。例えば、偽造カード所持罪が法制化されれば、偽造カードの使用前に加盟店内で不審な挙動が見られる場合、他の犯罪の容疑で職務質問された際、他人名義のクレジットカードを所持しており言動等から偽造カードの疑いが高いと認められる場合等、詐欺の実行行為に至る前で、従来の法律では対応できなかった行為にも適用できるケースがあると思われる。これらはいずれも発覚しにくいことから、関係者、特に加盟店等による不審情報の通報等の協力が望まれるところである。

(注) ACTION PLAN: 2. Review legal structures to identify the specific criminal acts related to payment card crime that should be prohibited and to take efforts, to the extent possible, to ensure uniformity of criminalization among our national laws and legal systems and to establish common features, including the optimum legal definitions for certain elements such as "payment card" and "computer password".

【INTERNATIONAL PAYMENT CARD CRIME INITIATIVE DRAFT FRAMEWORK DOCUMENT】(Adopted in Kyoto, May 2000)

(2) 制度面の改正を踏まえた対策に係る課題

今回の刑法改正案による偽造カードは、もっぱら同カードの電磁的記録が不正作出されたものか否かが判断ポイントである。電磁的記録は、不正作出されたものであることを肉眼で判別するのが不可能（印磁されているかすら判断不可能である。）であり、何らかの判別手段が必要となる。このようなことから、警察庁においては券面の偽造の有無を判定するとともに磁気情報の内容を読み取ることのできる機材の開発を行い、都道府県警察に導入することとなっている。また、クレジットカード業界においても、前記のように、偽造カードを見破り、偽造カードを使用させないこと及び偽造カードを機械に吸収させることにより証拠保全を容易にする装置をCAT等と合体させることを検討しており、早期普及が期待される。

6 関係機関・関係者の連携による総合的対策の推進

(1) 発生時の加盟店、クレジットカード発行会社と警察の連携

ア 加盟店の対応

改正刑法施行後においても、クレジットカード犯罪が発覚するのは、多くの

場合、犯人が加盟店においてカードを使用する時であるものと予想される。したがって、加盟店には、クレジットカード発行会社から不正使用である旨連絡があったときを含め、不正使用の疑いが生じた時点での警察への素早い通報、不審者の特徴点の記憶、(相手からの攻撃等に十分注意が必要なことはもちろんであるが、) 可能な限りでの当該人物のつなぎ止め、店内特にレジ付近への防犯ビデオの設置、事情聴取や供述調書作成への協力等捜査への協力が期待される。

イ クレジットカード発行会社の対応

クレジットカード犯罪の捜査には、クレジットカード発行会社の協力が不可欠であり、今後とも、警察の犯罪認知時(逮捕するか否か、既に逮捕している場合には、身柄の拘束を継続するか否かを決定するため電話等で必要事項を照会し、緊急に回答が必要な場合が多い)及び事後捜査時(できるだけ早期に文書での回答が必要である)等に適切な協力が必要となる。現在国会へ提出されている個人情報の保護に関する法律においては、法令に基づく場合や、警察の犯罪捜査の遂行に協力する必要がある場合であって情報の当事者本人の同意を得ることにより犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるときなどには、クレジットカード発行会社が個人情報を警察に提供することは許されており、特に警察から刑事訴訟法の規定に基づく照会があったときには、そもそもクレジットカード発行会社はこれに回答する義務があるのであるが、プライバシーの保護の観点から、警察においては、このようにして得られた個人情報の取扱いには、くれぐれも注意をする必要がある。

また、これまで十分とはいえなかった、外国発行クレジットカードに関する早急な回答、多くのクレジットカード発行会社でも大型量販店の閉店時間頃までの電話照会への対応体制の整備等が期待される。

(2) 税関、警察、クレジットカード発行会社等の連携

成田空港では、外国から大量の生カードを日本国内に持ち込もうとした外国人が関税法違反(無許可輸入未遂罪)で逮捕された例がある。これらは税関職員が挙動不審者に対し税関検査を実施した結果発覚したものであるが、このように、生カードは海外で製造され、日本に密かに持ち込まれているものと考えられる。

一方、刑法改正案では、附則において関税定率法も改正され、電磁的記録が印

磁された（完成品の）偽造カードが輸入禁制品になることになる。

このような偽造カード及び偽造カードの原料となる生カードの国内流入を防ぐ水際対策の推進のため、税関・警察・クレジットカード発行会社が情報交換等の協力を一層進めていくことが望ましい。

（３）関係者の連携のための場の発展

クレジットカードに係る不正利用防止対策は、総合的に推進される必要があり、以下を代表例とする関係者の連携のための場を一層発展・活性化させ、対策の効果を上げていくことが重要である。

ア 全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会

平成５年以降、１２都道府県においてクレジットカード犯罪対策連絡協議会が設置され、設置都道府県及び一部の近隣県においてクレジットカード発行会社とクレジットカード利用犯罪に関する情報交換等を行ってきたが、近年のクレジットカードの不正使用（特に偽造カードの利用）被害の急増を受け、上記１２都道府県地区協議会の主要なカード会社を中心となり、平成１２年９月、全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会が設立された。今後、上記１２都道府県以外の県においてもクレジットカード犯罪の発生状況や手口等の情報交換を進め、一層のクレジットカード業界と警察との連携を深め、全国的な発生時の素早い対応・犯罪の予防に効果を上げることが期待される。

イ ペイメントカード犯罪対策関係省庁連絡協議会

クレジットカードを含むペイメントカードによる支払いシステムの安全性確保、国際的犯罪組織への適切な対策と、これらを通じた国民生活の安全の維持を図るため、平成１１年１２月、金融監督庁（当時）、警察庁、法務省、大蔵省（同）、通商産業省（同）、郵政省（同）が連携協力し、対策等について意見交換を行うためペイメントカード犯罪対策関係省庁連絡協議会が発足した。今後とも、このようなシステムを活用し、関係省庁間の連携を図っていくことが重要である。